

平成 28 年第 7 回定例教育委員会議事録

- 開会日時 平成 28 年 10 月 25 日 (火) 午前 9 時 30 分
○閉会日時 平成 28 年 10 月 25 日 (火) 午前 10 時 50 分
○開会場所 美浦村中央公民館 2 階 会議室

○出席者

教育長 糸賀 正美
教育長職務代理者 山崎 満男
委員 浅野 千晶
委員 栗山 秀樹

○出席事務局職員

教育次長 堀越 文恵
指導室長 田組 順和
学校教育課長 増尾 利治
生涯学習課長 埜口 哲雄
子ども育成室長 藤田 良枝

○欠席委員

委員 小峯 健治

○傍聴人

なし

○提出議案及び議決結果

議案番号等	議案名及び内容	可否
議案第 1 号	美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則について	可決

午前9時30分開会

- 次長 おはようございます。それでは定刻になりましたので、10月の定例教育委員会を開会いたします。まず初めに教育長よりご挨拶申し上げます。
- 教育長 おはようございます。本日は、教育委員会にご出席いただきましてありがとうございます。
まず私からですが、10月の行事でありますけども、10月9日に予定をしておりました村民体育祭であります。残念ながら天候の状況によりまして、今年度は中止ということになりました。次の週の16日の陸平縄文ムラまつりは、晴天に恵まれてまして、無事に開催することができました。
11月に入りますと美浦の産業文化フェスティバル、その他11月の12、13日に音楽フェスティバルなど、いろいろ文化の催しが開催されてまいりますので、引き続きご支援とご協力をお願いしたいと思います。私から以上です。
- 次長 はい。それでは早速議事に入りたいと思います。進行のほうは教育長よりお願いいたします。
- 教育長 それでは本日の会議録署名人を指名いたします。会議規則第17条第2項によりまして、浅野委員を指名いたします。
本日の案件につきましては、議案第1号美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則についてであります。それではご審議をお願いいたします。
議案第1号美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 学校教育課長 この規則につきましては、市町村が施設型給付費として、認定こども園、幼稚園、保育所の3カ所の教育・保育施設に対して、給付を行うことが適格かどうかの確認を行う必要がありますことから、規則を制定するものでございます。詳細につきましては藤田室長よりご説明を申し上げます。
- 子ども育成室長 はい、藤田から説明をさせていただきます。まず、申しわけありませんけれども、資料の訂正をお願いいたします。
まずは5ページ目を見ていただいて、表の欄外、そこに申請においてはと始まるところで、その後半の部分、先に福島県ということで記載してあるのを茨城県と訂正をお願いいたします。
また、47ページの様式8号については、お手元に今回資料を1枚、置かしていただいた部分で、差しかえをお願いいたします。

この部分の差しかえは不服申し立てに関する教示のところの訂正をしてあるものでございます。訂正がありまして申しわけありません。差しかえをお願いいたします。まことに申しわけありませんでした。ではこの規則の説明をさせていただきたいと思います。

この、美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則についてですけれども、先ほど課長からも説明がありましたように、平成27年度から、開始された子ども・子育て支援制度において、子供のための教育・保育給付の対象となる施設の確認をする手続のための規則となります。

子供のための教育保育給付についてですけれども、私立の教育・保育施設に対して、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1の負担をして、施設に給付するものです。教育・保育の基本となる金額は、公定価格という設定のもとで地域区分、基本単価、加算の設定がありまして、施設に給付するものです。

この規則においては、各施設の利用定員、基本となる職員の設置等の確認を行うための手続を示しております。

美浦村においては、公立の幼稚園、保育所が新制度による運営を行っておりますけれども、公立においては、子供のための教育・保育給付の対象施設ではありません。今回の制定については、私立幼稚園、保育所において、新制度移行が進んでおりまして、その申請の準備を行うための制定になります。規則の本文については、申請、変更申請、業務管理体制に関する事項の届出について定めています。様式本文のほうについて、それぞれ説明を加えていきたいと思います。

規則の本文については、3ページ、4ページで示してありますように、申請、変更申請の部分の届出に対しての制定をしております。5ページ目から、申請書の内容の様式の形になります。

特定教育・保育施設、保育所、幼稚園、認定こども園等に対する統一の申請書が5ページ目から始まっているものであります。

それぞれに9ページ目から認定こども園による申請の附表のほうで、13ページ目からは認定こども園（保育所型）保育所、幼稚園の施設の内容によって、附表が決められております。16ページにおいては、認定こども園（地域裁量型）の確認をする事項という形になっております。19ページ目が幼稚園の確認に関する事項ということで、幼稚園の申請の確認の附表になっております。

22ページ目が保育所の確認に関する事項ということで申請書とあわせてこの附表の提出が必要となっております。24ページが誓約書ということで示しているものであります。

25ページ目は特定地域型保育事業者の確認申請書ということで、地域型の部分、保育所よりも小さい規模の保育所を示しているものの申請書の様式になります。

26ページが小規模保育施設、A・B型の確認による記載ということで、小規模保育というのは、利用定員が6名から19名ということで示しております。

A B Cという形で型がありますけれども、Aが保育所よりやや小さいミニ保育、その中間がB、Cが家庭的保育ということで、3名から5名までの小さい規模のそれぞれの保育のスタイルの分の違いが出てきております。その部分で26ページ目が小規模保育のA、Bに関する記載事項という形になります。

32ページ目が家庭的保育事業ということで定員が1名から5名、ということでの申請の記載事項という形になっております。35ページ目が居宅訪問型保育事業ということで、国はいくつかの保育のスタイルを認める形がありまして、今回新制度とともに開始されたのはこの居宅訪問型訪問事業ということで、場所は保育を必要とする子どもの居宅、お家でみるというようなスタイルの保育事業、大都市で行われている事業ではありますけれども、それを申請をする確認をする事項の様式になっております。

41ページ目からは、各変更に伴う申請書のほうで利用者の定員の変更、場所の変更等のときに用いる様式になっております。

47ページが取り消しとかの部分で先ほど訂正をさせていただいた様式8号の部分の形式になり、48ページにおいては業務管理に対して、その業務が適正かどうかということと、法令の部分につながって、業務体制を整えているかどうかというような部分で届出をしなければならないということになっておりますので、その届出の様式が48ページ、49ページに変更の届出書という形での様式を示しております。以上が、確認に関する規則ということで、規則の条文あと様式の方を示している資料になります。

量は、申請書等の様式のほうが多いのですが、そういうような、規則の部分で進めていきたいということ、協議をお願いいたします。説明は以上です。

教育長 はい、ただいま、事務局より説明がございましたが、この件につきまして、質問、ご意見のある方お願いいたします。浅野委員お願いいたします。

浅野委員 25ページの。小規模地域型、地域型、特定地域型保育での説明で、26ページのほうですか。Aがミニ保育、Bはその中間で、Cが家庭的保育で3名から5名っておっしゃってそのBをもう一回説明していただけますか。B型という。

教育長 事務局お願いします。

子ども育成室長 はい、B型、A型B型の部分なんですけれども、B型においてですね、A型という部分で、若干違うのは職員の配置というところで、保育所の配置基準プラス1名というところの設置基準があります。
職員の資格が保育士、というところになっていまして、B型も同じ基準で2分の1以上が保育士、というところで保育士以外については研修を要しますが、そういうものを柔軟に認めていること。このような職員資格の違いが若干こ

ここで設けられているところになります。

C型が0から2歳児で3対1の基準で補助員、置く場合には交代1交代2というような形で職員の配置の部分の若干の緩みの部分に関係してくるかと思われます。その他には面積要件という部分については、AとB型が同じで、Cについては、0から2なので、2歳児1人当たり、3.3平方メートルということで、面積要件の基準もそこで、保育室の設定が違っていたりしております。

ABについては0歳児及び1歳児が面積3.3で、2歳児が1.98というような面積用件の保育室等の設置の基準というところも、それぞれ設けているというような形について、若干保育士の緩みとか、そういう部分が若干違ってきている基準になってきています。以上です。

教育長 よろしいでしょうか。そのほか、ご質問、ご意見なりありましたらお願いいたします。山崎委員お願いします

山崎教育長 職務代理者 確認申請書とかいろいろありますけども、実際に該当するものは、もらうものの中では、どのような施設が該当するのか。あとこの後、どのような予想になっているか。わかっている内容があれば教えてください。

教育長 事務局お願いいたします。

子ども育成室長 はい、これは先ほど全体的なところで説明させていただいたように私立の幼稚園保育所、または家庭的保育というところで、若干村内でも私立の幼稚園が、ありますけれども、他市町村で移行がいろいろ進んでいたりするところがありまして、国も、ちょっと長引く可能性があるんですが、3年程度を目標に移行してください、というような話が上がっております。私学助成が私立の幼稚園にはあるかと思うんですけども、その部分も申請とも3年を目安としてっていうのは打ち出しているんですけども、ただもう申請が始まってちょっと混乱もありますので、それがどのような形で国が私学助成の絡みと、この教育保育の給付というところの、部分になってくるかちょっと微妙なんですけれども、村内にはその移行の施設があるということで、今回は設定をさせていただきまして、私立のほうでも、その移行が徐々に、他市町村でも始まっていますので、申請の3カ月間前以上に審査の確認の申請をなさいたいということがありましたのでいつでも申請ができるような、形を今回とらしておいたほうがいいかなというところで準備のための規則の制定になります。

家庭的保育というところのご希望のほうではまだ、具体的な話は上がっていませんので、私立の幼稚園・保育所に関して、準備を進めていくというようなことで考えております。

教育長 山崎委員お願いします。

山崎教育長 職務代理者 そうすると先ほどのA型・B型・C型の対象になる施設等はないと。今のところはないと、考えられるということで判断してよろしいですか。

教育長 事務局お願いします。

子ども育成室長 はい、そうですね。村内に事業所内保育というところで、地域型保育の一つの事業所内保育という部分があるんですけども、それは1カ所、この制度に入らないところはあります。そこで、新制度に移行するという部分はまだ、これは上がっていない状況にはなってきていますけれども、一部、ほかの事業所内の保育では支援制度で、給付を受けている施設もありますので、村内には、私立幼稚園保育所に関しては1カ所、事業所内保育は1カ所、新制度に入らない、今は入っていないんですけども、そういう対象となる施設はあります。

教育長 はい。よろしいでしょうか。そのほか、ご質問ご意見なりございましたらお願いいたします。栗山委員お願いします。

栗山委員 この制度の施行の流れとしては、申請書という、書面のほうをまず、提出して、その後、村長のほうから、承認得ればそれで、承認という形になるんですけども、一回、ヒアリングだったり、現地の確認とか、そういった今の既存の施設の場合でしたらもう、ある程度認知されてるところもあると思うんですけど、例えば、地域型保育で新設される場合とか、という場合は中の要件とか施設の要件とか、中に、実際にこう職員の方の関係でいろいろ確認するところがあるかと思うんですけども、その点というのは、どういうふうな流れになるのでしょうか

教育長 事務局お願いいたします。

子ども育成室長 他市町村の状況とかこちらでも聞かせていただいている中で、やはり申請書をだけでは見えない点、あとは確認をしなくてはいけない点がありますので、現地のほうに出向いて確認をしたりとかという部分で必要になってくるかと思えます。元に幼稚園から幼稚園に移行するという場合には、大きくは、もう認可されているものなので、問題は、大きくはないかなと思うんですけども、認定こども園に移行する場合にはかなり要件、条件が変わってくるというところがありますので、そのあたりはその詳細なところ、細かい点がいろいろありますので。面積要件、職員の配置。先ほど地域型においても、保育士とみなすという要件も、保育所自体でも大きく徐々に変わってきているところもありますのでそういう部分の、要件は、細かく確認をすることは必要かと思えます。

確認をした後に申請を受けた後、そういうことが現場と違うということでも困りますので、申請があがった場合には、細かい部分で確認をしていかななくてはならないかと思っております。あと申請をするとともにこの教育保育というのは国と県がそれぞれ負担が大きなものなので、県への調整等も必要になってきますので、県との相談も、始まった段階から、指導受けながら進めていくという必要が出てきております。説明は以上です。

教育長 今の説明含めまして、よろしいでしょうか。そのほか事務局どうぞ。

子ども育成室長 はい、もう一つ説明で、不足していた点がこの確認申請を受けたときに、利用定員の問題もありますので、村で設置している、子ども子育て会議での利用定員の設定、それに伴う計画においての確認というところが必要になってきております。説明は以上です。

教育長 はい。そのほか、質問なりご意見ございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。質疑がなければ、質疑を以上で終了したいと思います。議案第1号、美浦村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則について、原案どおり可決してよろしいでしょうか。ありがとうございます。

委員の皆様より、賛成をいただきましたので、議案第1号美浦村特定教育保育施設及び、特定地域型保育事業者の確認等に関する規則についてを、原案どおり可決可決することに決しました。以上で本日付議事項を終了いたします。

それでは以上をもちまして、本日の定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました

午前10時50分閉会